

高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議（第4回）
議事次第

1. 日 時 平成30年 5月15日（火）10:00～12:00
2. 場 所 文部科学省旧庁舎2階 第2会議室
3. 議 題
 - （1）支援対象者の範囲（家計基準）、授業料減免額・給付型奨学金給付額の考え方等についての主な論点の議論
 - （2）関係団体ヒアリング
 - （3）その他
4. 配付資料
 - 資料1 主な論点について
 - 資料2 参考資料
 - 資料3 団体提出資料

主な論点について

支援対象者の範囲(家計基準)

新しい経済政策パッケージ(抄)

低所得者層の進学を支援し、所得の増加を図り、格差の固定化を解消することが少子化対策になるとの観点から、また、真に支援が必要な子供たちに対して十分な支援が行き届くよう、支援措置の対象は、低所得世帯に限定する。

(略)

第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校(以下「大学等」という。)に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても、免除する。

第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるような措置を講じる。在学中に学生の家計が急変した場合も含め対応する。

また、全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。

- 高等教育無償化措置は、住民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)の学生を対象とする。
- 住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、段階的な支援を行う。

主な論点

(低所得世帯の対象範囲)

①住民税非課税世帯

- 住民税所得割額が非課税となる世帯の学生を対象とする。ただし、一定以上の収入がある場合でも税制上は非課税となるケース(※)があり、そうした者の取扱いをどのようにするか。

(※)例えば以下のような場合、税制上は非課税となる。

- ・ふるさと納税による税額控除により、課税対象所得はあるにもかかわらず、課税額が0になった場合
- ・不動産譲渡損失が所得から控除され、非課税となる場合

② 住民税非課税世帯に準ずる世帯

- 住民税非課税世帯に準ずる世帯の所得基準については、低所得世帯の子供たちに限定して支援するという基本的な考え方の下、他の学校段階において実施されている現行の給付型支援制度における非課税に準ずる世帯の所得基準を踏まえて設定することとしてはどうか。
- 上記①及び②の基準となる所得の算出に当たっては、原則として税制上の控除費目を用いつつ、例えば、特定扶養控除については今回の措置による負担軽減と税制上の控除の趣旨が重複することなどを踏まえ、それぞれの制度趣旨に鑑みて適切な控除額を設定すべきではないか。

③ 資産要件

- 家計支持者及び学生本人の資産を確認し、一定額以上の資産を有している場合、所得の如何に関わらず、授業料減免及び給付型奨学金の対象外とすることとしてはどうか。

④ 家計基準の考え方

- 家計支持者の所得のほか、学生本人に一定以上の所得がある場合については支援の対象外とすることが必要ではないか。
- 過去において十分な家計所得がある場合の対応をどのようにするか(現行制度は前年所得のみにより判断)。
- 在学中に学生本人が独立生計者となるが実質的に他の世帯に属すると認められる場合の取扱いについてどのように考えるか。

⑤ その他

- 授業料減免及び給付型奨学金の家計基準は原則として同一のものとしてはどうか。

(在学中の所得及び資産の変動への対応)

① 支援対象者に係る世帯所得及び資産の確認手続

- 毎年度実施する給付型奨学金の適格認定時に支援対象者に係る所得及び資産の状況を確認し、直近の年間の所得及び資産に応じた支給を行うこととしてはどうか。

② 家計急変への対応

- 在学中に学生の家計が急変した場合については、家計急変後の所得や資産の状況、入学後の成績等に基づき、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援対象とすることとしてはどうか。

(高等学校の既卒者等への対応)

- 今回の支援措置は、少子化対策の観点から実施するものであることに鑑み、既に高等学校等を卒業している者への対応をどのようにするか(現行の給付型奨学金は高等学校等卒業後2年以内の進学者を対象)。

(その他)

- 今回の負担軽減の支援対象者については、支援の重複という観点から、無利子奨学金の利用の扱いをどのように考えるか。

授業料減免額の考え方

新しい経済政策パッケージ(抄)

第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校(以下「大学等」という。)に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても、免除する※。

※脚注:国立大学の入学金を上限とした措置とする。

主な論点

(1) 授業料

① 大学

- 国立大学の場合は、省令において授業料標準額が規定されており、この額を免除することとしてはどうか。
- 公立大学の場合は、省令に定める国立大学の授業料標準額を上限として減免することとしてはどうか。
- 私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図ることとされているが、加算額についてどのように考えるか。その際、私立大学等の授業料設定の裁量性に鑑みて学生の負担軽減をどのように考えるか。

② 短期大学、高等専門学校、専門学校

- 国立の高等専門学校及び専門学校については、省令に定める授業料標準額を免除することとしてはどうか。
- 公立の短期大学、高等専門学校及び専門学校については、大学の考え方と同様、省令に定める各学校種の授業料標準額を上限として減免することとしてはどうか。
- 私立の短期大学、高等専門学校及び専門学校については、私立大学の考え方と同様、加算額についてどのように考えるか。

(2) 入学金

① 大学

- 国立大学の場合は、省令において入学料標準額が規定されており、国立大学の場合はこの額を免除することとしてはどうか。
- 公立大学の場合は、省令に定める国立大学の入学料標準額を上限として減免することとしてはどうか。
- 私立大学の場合は、私立大学の入学金平均額が国立大学の入学料標準額を下回っていることから、入学金平均額を上限として減免することとしてはどうか。

② 短期大学、高等専門学校、専門学校

- 大学以外の高等教育機関については、大学と同様の取扱いとしてはどうか。

給付型奨学金給付額の考え方

新しい経済政策パッケージ(抄)

第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるような措置を講じる。

※脚注：他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的なものとする。例えば、(独)日本学生支援機構「平成24年、26年学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費(自宅外生に限る。)、住居・光熱費(自宅外生に限る。)、保健衛生費、授業料以外の学校納付金等を計上、娯楽・嗜好費を除く。併せて、大学等の受験料を計上する。

- 給付額は、学生生活費の実態を踏まえ、学生が学業に専念できるよう、必要な生活費を賄えるような措置とする。
- 同時に、他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的な措置となるよう配慮する必要がある。

主な論点

(給付額)

- 学生生活費の実態を踏まえ、学生が学業に専念するのに必要な生活費を支給することとし、日本学生支援機構が実施する「学生生活調査」の経費区分に従い、自宅・自宅外、国公立・私立及び在籍する学校種に応じた額を支給することとしてはどうか。
- 居住形態の別で必要経費に差が生じる費用(通学費等)と一般にそうした差が生じない費用(修学費、課外活動費、保健衛生費等)を区別した上で、実態を勘案することが必要ではないか。
- 食費や住居・光熱費については、自宅生の場合は必ずしも学生個人の支出ではないことから、自宅生の支給経費に含めないこととし、自宅外生に限って自宅生との公平性も勘案することとしてはどうか。
- 保健衛生費やその他日常費については、必要な生活費としてどのように勘案するか。
- 娯楽・嗜好費は支給対象から除くべきではないか。
- 授業料以外の学校納付金については、特に私立の大学等において費用負担が行われる一方、金額設定の裁量性や納付の内容等も踏まえ、私立の大学等の在籍者に限って、どのように勘案するか。
- 受験料については、大学入学共通テストの導入も踏まえ、必要な受験料を勘案することとしてはどうか。

新しい経済政策パッケージ(抄)

また、全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。

主な論点

(住民税非課税世帯に準ずる世帯の支援措置)

- 段階的支援措置は、給付型奨学金及び授業料減免の両方で実施することとし、住民税非課税世帯に準ずる世帯に対しては、所得の額(控除後)に応じて、支援措置を講じることとしているが、その際、段階的支援をどのように行うこととするか。

その他円滑かつ確実な実施に 際して必要な事項

(実施体制の構築)

- 今回の支援措置が円滑かつ確実に実施することができるよう、日本学生支援機構等におけるシステムや体制の整備が必要ではないか。
- 大学等が授業料減免の所得要件等の確認を円滑に行うため、日本学生支援機構がマイナンバーにより把握した支援対象者及び支援対象者が属する世帯に関する情報その他の必要な情報を活用できるようにすることが必要ではないか。

(不正を防止するための方策等)

- 学生や大学等の機関による虚偽の申請などによる不正受給に対応できるよう制度及び体制を整備することが必要ではないか。
- 今回の負担軽減(授業料減免・給付型奨学金)の対象となる学生等に対して、大学等において、やむを得ない理由がなく、今回の支援措置の趣旨に反すると認められる授業料や入学金等の引き上げが行われることは不適當ではないか。仮にそうした事態が生じ場合には必要な措置を講じるべきではないか。

参考資料集

平成30年5月15日

高等学校等就学支援金交付金等

平成30年度予算額 3,708億円（平成29年度予算額 3,668億円）

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金（新制度・旧制度） 3,678億円
 公立高等学校授業料不徴収交付金（旧制度） 0.2億円
 高等学校等就学支援金事務費交付金 30億円

概要

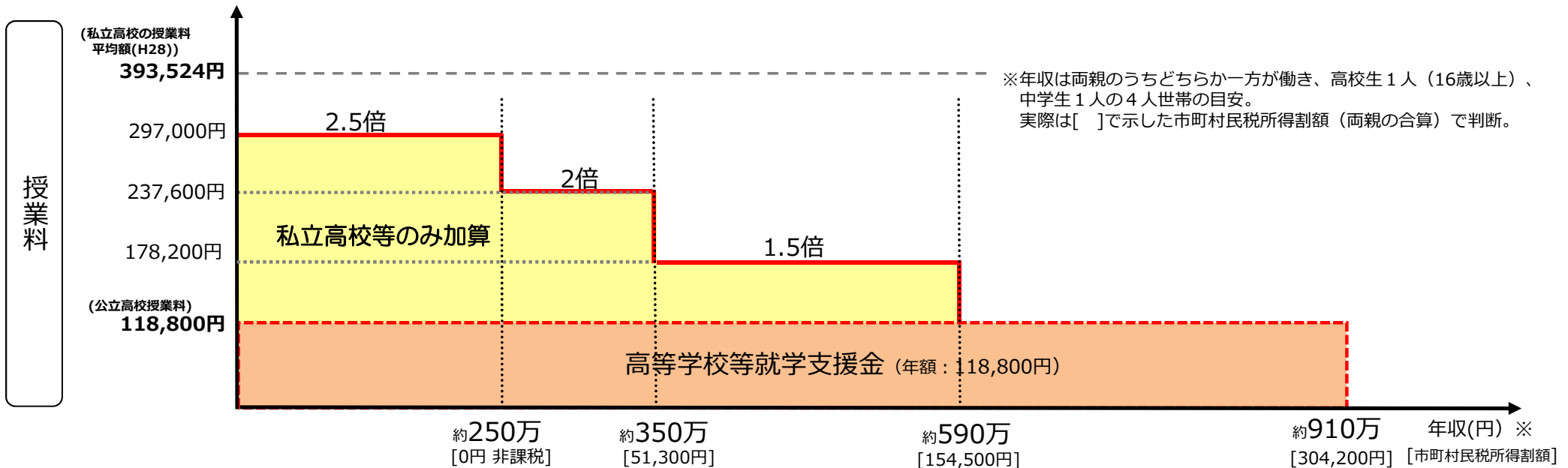
全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

◆対象となる学校種

国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。

◆支給資格要件として所得制限を設け、年収約910万円（市町村民税所得割額 304,200円）以上の世帯の生徒については、就学支援金を支給しない。

◆支給額は年額118,800円を上限とするが、私立高校に通う低所得世帯及び中所得世帯の生徒等については、所得に応じて59,400円～178,200円を加算して支給。



授業料

税制上の所得と控除

年収(Y万円)

給与所得

住民税

給与所得控除 年収180～360万円 $0.3Y+18$ 万円 年収360～660万円 $0.2Y+54$ 万円	社会保険料控除 年収900万円以下 $0.15Y$ 万円	基礎控除(親1) 33万円	配偶者控除(親2) 33万円 <small>※配偶者控除は年齢が70歳未満の場合の額</small>	扶養控除(16-18歳の子) 33万円	特定扶養控除(19-22歳の子) 45万円	課税対象所得 X万円
---	---	-------------------------	---	-------------------------------	---------------------------------	---------------



※子の扶養による特別加算後の額

※上図は、給与所得者に係る住民税制上の控除等を概略的に図示したものの。

その他の所得控除	((概要))	住民税
扶養控除(老人)	年齢70歳以上の扶養親族	38万円(+ 7万円) ※括弧内は同居の場合の加算額
障害者控除	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	26万円(30万円、53万円) ※括弧内は特別障害者控除、同居特別障害者控除
勤労学生控除	本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円
雑損控除	住宅課財投について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合	①(災害損失の金額+災害関連支出の金額)一年間所得金額の10% ②災害関連支出の金額-5万円 のいずれか多い方の金額
医療費控除	納税義務者又は納税義務者と生計を一つにする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合	(支払った医療費の額)-(①10万円or②年間所得の5%のいずれか低い方)
小規模企業救済等掛金控除	小規模企業共済家計金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合	支払保険料の全額又は一部
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合	支払った保険料の金額の2分の1の金額
配偶者特別控除	年間所得が38万円を超え、76万円未満である配偶者	最高33万円、最高38万円

【住民税(所得割)非課税】

課税最低限 : 上記概略図における課税対象所得がゼロ以下になる場合
非課税限度額 : 所得金額 ≤ 35万円 × 世帯人員数 + 32万円となる場合
 ※その他: 生活保護法による生活扶助を受けている(所得が最低生活費未満の)者

大学等進学・在学時に必要な費用

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)【抜粋】

第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校(以下「大学等」という。)に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても、免除する(※)。

(※) 脚注：国立大学の入学金を上限とした措置とする。

第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費(※)を賄えるような措置を講じる。在学中に学生の家計が急変した場合も含め対応する。

(※) 脚注：

他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的なものとする。例えば、(独)日本学生支援機構「平成24年、26年学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費(自宅外生に限る。)、住居・光熱費(自宅外生に限る。)、保健衛生費、授業料以外の学校納付金等を計上、娯楽・嗜好費を除く。併せて、大学等の受験料を計上する。

高等教育機関の学生納付金

		授業料(年額)	入学金
大学 (学部)	国立	53.6万円	28.2万円
	公立(平均)	53.8万円	(地域内)23.0万円 (地域外)39.4万円
	私立(平均)	87.8万円	25.3万円
短期大学	公立(平均)	38.8万円	(地域内)13.1万円 (地域外)21.7万円
	私立(平均)	70.0万円	24.5万円
高等専門学校 (4年次・5年次)	国公立	23.5万円	8.5万円
	私立(平均)	88.1万円	13.7万円
専修学校 (専門課程)	国立	16.7万円	7.0万円
	公立(平均)	17.9万円	4.4万円
	私立(平均)	61.3万円	16.7万円

※国立の授業料・入学金は省令による。その他は文部科学省調べによる平均額。

学生生活費(年額) (大学昼間部)	自宅	自宅外 (学寮(寄宿舎))	自宅外 (下宿・アパート・その他)
授業料以外の学校納付金	31.3万円(私立大学)		
修学費 (教科書、参考図書、実習材料、文具類の購入費、実習旅行費、実習を受けるために加入した保険料等)	4.7万円	4.9万円	4.9万円
課外活動費 (サークル活動や自治会活動など、正課教育以外のために支出した経費。サークル会費、宿費、遠征費、用具購入費、自治会費など。)	3.4万円	5.6万円	4.0万円
通学費 (定期券代など通学に要する経費。自転車、バイク、自動車などのガソリン代、維持費なども含む。)	10.2万円	1.7万円	2.1万円
食費 (外食、自炊のための材料費、下宿に食費として支払う額など。間食代や嗜好品的なものは除く。)	10.0万円	23.4万円	26.7万円
住居・光熱費 (家主に支払う部屋代、光熱水費、暖房費など)	—	29.5万円	46.2万円
保健衛生費 (診療代、薬代、理髪美容代、化粧品代、銭湯代など)	3.9万円	3.7万円	3.9万円
娯楽・嗜好費 (趣味、レクリエーションなどの費用及び酒、タバコ、間食代など)	13.3万円	12.1万円	14.6万円
その他の日常費 (通信費、被服、帰省のための交通費、社会保険料など)	14.3万円	14.9万円	16.2万円

【出典】

<授業料以外の学校納付金>

文部科学省「平成28年度私立大学等入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果」

<その他の項目>

日本学生支援機構「学生生活調査」(大学昼間部。国公立平均値)(平成24年度、26年度、28年度調査の平均値)

大学等の授業料減免について

	予算	人数(割合)・一人当たり減免額	認定基準
国立大学	350億円 (H30予算) ※運営費交付金の内数	6.5万人(学部等12.0%、博士13.0%(注1)) 授業料の全額、半額又は一部を免除 ※授業料標準額は53万5800円 ※6.5万人は全額免除換算 (注1:分母は収容定員数)	各大学において基準を設定
公立大学 (短期大学含む)	約35億円 (H28実績) ※地方財政措置を講じている	約1.0万人(6.8%(注2))/ 平均33.3万円 (注2:分母は「学校基本調査」の学生数)	【主な基準】 ・家計基準 ・学力基準 ・その他
私立大学 (短期大学、高等専門学校含む)	130億円 (H30予算)【1/2補助】 ※私立大学等経常費補助金の内数 ※上記の他、復興特別会計 12億円の内数	7.1万人(3.2%)/ 平均34万円(補助額17万円) ※人数は平成30年度予算案積算 ※補助額はH28実績	
国立高等専門学校	約5億円(H30予算) ※運営費交付金の内数	0.2万人(約10%) 授業料の全額又は半額を免除 ※授業料標準額は23万4600円	設置者である(独)国立高等専門学校機構において、基準を設定 【主な基準】 ・家計基準 ・学力基準
公立高等専門学校	約0.5億円(H30予算) ※地方財政措置を講じている	0.03万人 授業料の全額又は半額を免除 ※授業料標準額は23万4600円	各高専において、基準を設定 【主な基準】 ・家計基準 ・学力基準
専門学校	—	—	—

国立大学の授業料減免について

【意義】 経済的理由等により、授業料等の納付が困難である者などを対象に修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

(国立大学法人における授業料減免の取扱い)

- 文部科学省令において、国立大学法人は、経済的理由により授業料等の納付が困難な者に対し、授業料等減免など経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずる旨を規定。(→全ての国立大学法人において授業料減免制度を整備)
- 具体の授業料減免制度については、各法人の規定、基準等に基づいて判断、実施。

(参考) 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令

第11条 国立大学法人は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

平成30年度予算額：350億円 (333億円)

※ () 書きは平成29年度予算額

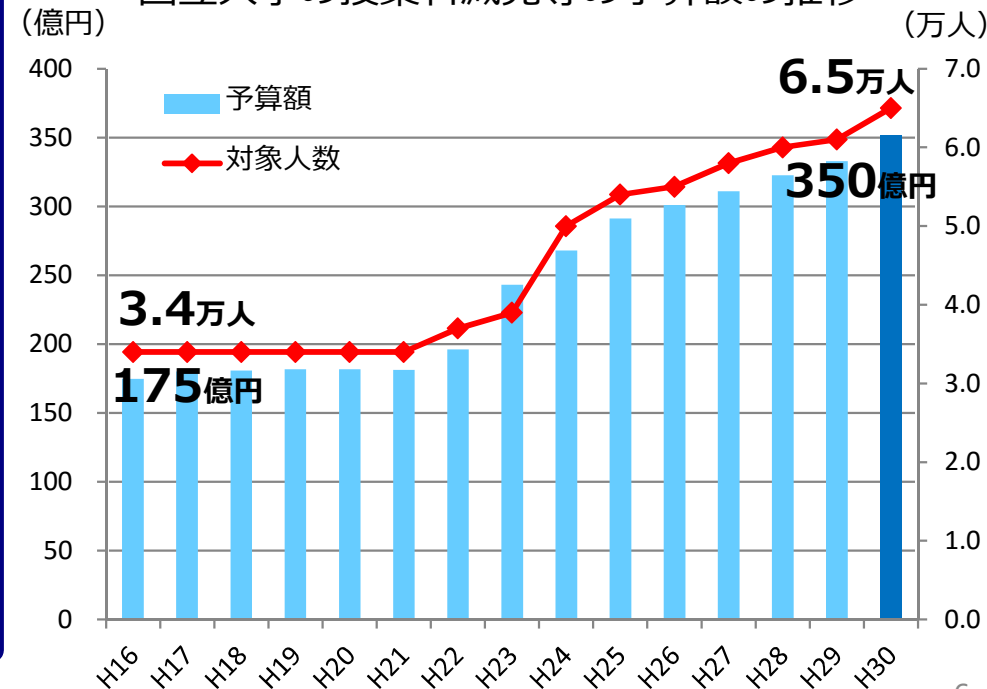
意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、授業料免除枠を拡大。

◆免除対象人数：対前年度約4千人増

平成29年度：約6万1千人 → **平成30年度：約6万5千人**

学部・修士：約5万6千人 (11.3%)	→	約5万9千人 (12% (0.7%増))
博士：約5.7千人 (12.5%)	→	約5.9千人 (13% (0.5%増))

国立大学の授業料減免等の予算額の推移



公立大学の授業料減免事業の概要

【意義】 経済的理由等により、授業料等の納付が困難である者などを対象に修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

(公立大学における授業料減免の取扱い)

- 公立大学における国からの授業料減免措置については、地方財政措置を講じている。
- 地方交付税の算定にあたり、授業料収入の11.5%分を授業料減免等に係る欠損分として、考慮している。
- 全ての公立大学において授業料減免制度が設けられているが、実施の具体的方法については、各大学の規定、基準等に基づいて判断、実施。

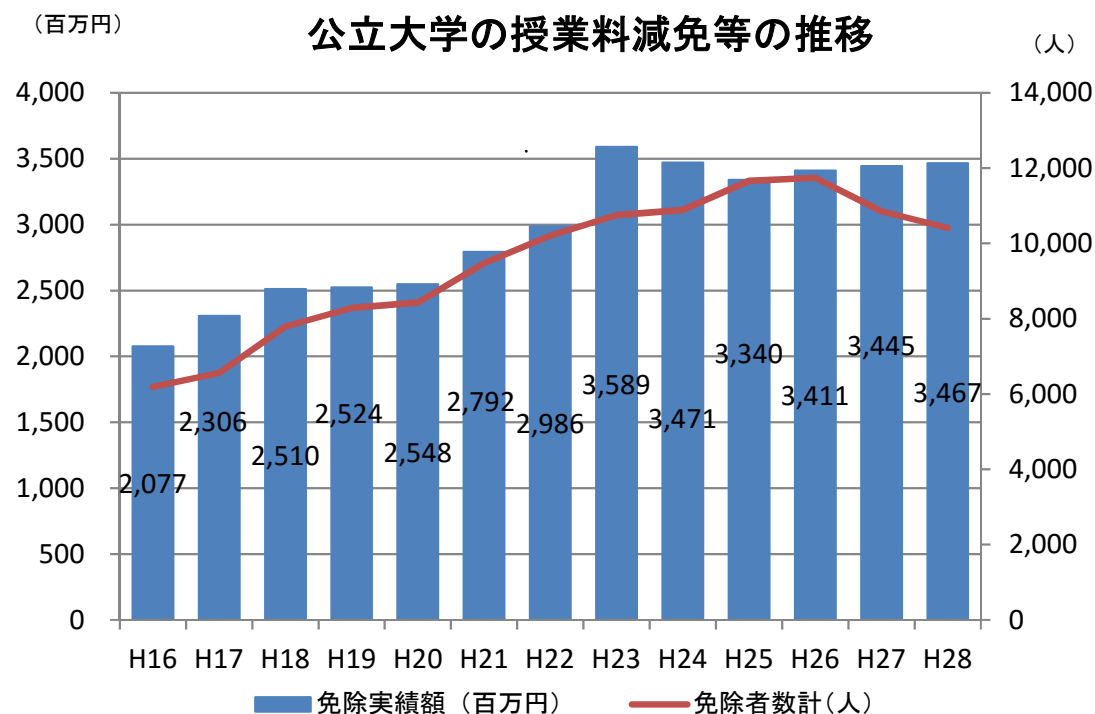
《平成28年度実績》

実績額：約35億円
(うち震災関連 約3.9億円)

免除者数：約1.0万人
(うち震災関連 約960人)

1人当たり平均免除額：約33万3千円

(※平成28年度における授業料減免の実績額を免除者数で除した金額)



私立大学等の学生の経済的負担軽減(私学助成)

平成30年度予算額: 130億円(102億円)

※括弧内は29年度予算額

ポイント

- 経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援を充実し、高等教育を受ける機会保障の強化を図る。
- 減免対象人数を約1.3万人増(平成29年度:約5.8万人 → 平成30年度:約7.1万人)

支援内容

1. 授業料減免事業等支援

支援対象: 経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等

配分方法: 所要経費の1/2以内で支援。

家計基準: 給与所得者841万円以下、給与所得者以外355万円以下

2. 各大学における特色ある経済的支援策

(1) 卓越した学生への経済的支援

成績優秀者等への授業料減免等を実施している私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。※収容定員毎に人数の上限有り)

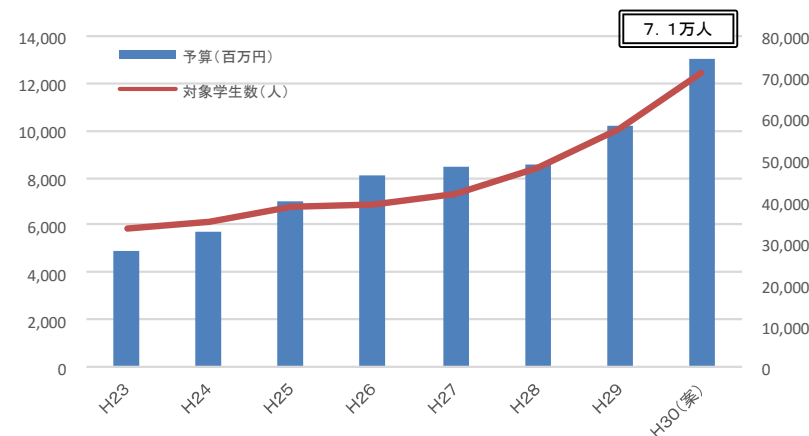
(2) 学内ワークスタディ

教育支援活動等に従事する学生に経済的支援を実施している私立大学等を支援。(所要経費を加算。※加算金額について上限有り)

(3) 産学合同スカラーシップ

産業界・自治体と連携した経済的支援を実施している私立大学等を支援。(産業界等から得た金額等に応じて一定額を加算。)

私立大学等の授業料減免等の予算額及び対象人数推移



※上記の他、

- ・熊本地震により被災した学生に対し、授業料減免等の支援を実施する私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。)**【上記130億円の内数】**
- ・被災私立大学等復興特別補助(復興特別会計)において、東日本大震災により被災し経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施する被災3県に所在する私立大学等を支援。(福島県は、所要経費の4/5以内で支援。宮城県・岩手県は、所要経費の2/3以内で支援。)**【復興特別会計12億円の内数】**

大学等奨学金事業の充実

給付型奨学金制度の本格実施

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
- ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生, 児童養護施設退所者等)を対象に29年度に先行実施した制度を30年度から本格的に実施。
 - ※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入
 - ※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用

<平成30年度給付型奨学金の概要>

対象	大学、短期大学、高専(4・5年)、専門学校の学生・生徒 (高校3年次に予約採用)
給付基準	【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦 (成績基準の目安等はガイドライン※を作成) ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ③社会的養護を必要とする生徒等で、進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある
給付月額	【家計】 ・住民税非課税世帯 ①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私立(自宅) 3万円 ④私立(自宅外) 4万円 ※児童養護施設退所者等には入学金相当額(24万円)を別途給付 ※国立で授業料減免を受けた場合は減額

無利子奨学金制度の充実

- ✓ 非課税世帯学生について、29年度から成績基準を実質的に撤廃
給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に(約2万人)
- ✓ 貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者(残存適格者)を29年度から解消
予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(H28年度)
- ✓ 卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる
所得連動返還型制度を29年度から導入 最低返還額は2千円から

予算額・対象規模

<平成30年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所要額
給付型	22,800人	87億円 (30年度は基金として105億円を措置)

※ 本格実施後(学年進行完成後)の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

給付型奨学金	無利子奨学金
進学者 2万人【新規】※	進学者 15.0万人 (平成29年度15.1万人)

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】

各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

団体提出資料

- ① 日本私立大学協会
- ② (独) 国立高等専門学校機構
- ③ 日本私立高等専門学校協会

「高等教育の無償化」に向けた基本的考え方について

平成30年5月15日
日本私立大学協会

■はじめに

いま大学には、我が国の「知の基盤」として、イノベーションの創出や地方創生の中核としての期待のみならず、第4次産業革命や society5.0 において不足するIT人材の養成や、未曾有の少子高齢化社会を迎える中での生産性向上に向けたリカレント教育の充実等の期待が急速に高まっている。

このような環境下にあつて、経済的な理由により、大学進学を断念したり、大学入学後に中退することは国としても大きな損失であり、意欲ある者が高等教育を受ける機会を確保するための環境整備は国の責務と考える。

1. 国立大学生と私立大学生間の格差是正について

- 国立大学と私立大学に対する公財政支出は、現在、学生一人あたり実に13倍もの格差が生じたままになっている。こうした私立大学に対する公的支援の低位性が、国立大学と私立大学の学生納付金の格差（国立：約54万円、私立：約122万円）をもたらし、学生の大学選択の自由度を狭め、国私間の公正な競争的環境を阻喪している。
- こうした授業料格差を打破し、意欲ある者の高等教育へのアクセスを確保するためには、国公私間の公的支援の格差是正がまず検討されるべきである。
- なお、私立大学生に係る授業料減免措置については、授業料に実験実習費、施設設備費、教育充実費や諸会費等を加えた「学生納付金」を対象とすべきである。

2. 支援対象となる大学および支援対象者の要件について

- この度の「高等教育の無償化」は、経済的理由の如何を問わず大学進学之道を開く高邁な政策であるにもかかわらず、大学についても支援対象の要件を付すこととされている。これは即ち大学進学希望者に対して大学選択の自由を制限することを意味し、日本国憲法第23条において保証された「学問の自由」に照らし、適切な措置と言えるか疑義が残るところである。よって、その制度設計にあたっては、対象校を過度に限定せず、大学進学希望者が希望する大学へ進学可能となるよう最大限の配慮がなされることを期待する。
- その上で、実務経験のある教員による科目の配置については、開設科目がそれほど多くない小規模大学等であっても、一定の努力の下で満たすことが可能となるような要件設定が求められる。
- また、支援対象者の要件についても、教育という営みは時間軸において、その成果が可変であることを考慮すべき性質のものであることに鑑み、真摯に学修に取り組み成長を遂げる学生が存在することに特段の配慮が必要である。

3. 個人補助と機関補助の均衡ある充実について

○今後、私立大学が社会から求められる様々な課題解決への期待に応えるとともに、先に述べた国公立大学間の授業料格差を是正していくためには、大学進学希望者の大学へのアクセスを確保するための「個人補助」の充実と同時に、私立大学の教育研究環境の一層の充実に向けた「機関補助」の充実、即ち基盤的経費の一層の拡充とがあわせて実現されなければならない。

■おわりに

学生が未来の自分に想いを馳せ、自らの選択で多様な高等教育機関の中から進学先を自由に決定し、そこで展開される建学の精神やミッションに基づく多様な教育研究を通じて、多様な人材として社会へ羽ばたき、必要に応じて大学で学び直す。それを可能とする社会の実現が、急速なグローバル化・情報化・少子高齢化等に直面する我が国の発展において不可欠であり、それこそが官民一体で目指す「人づくり革命」の中核であると確信する。

以 上

高等教育段階の負担軽減方策に 関する専門家会議(第4回)

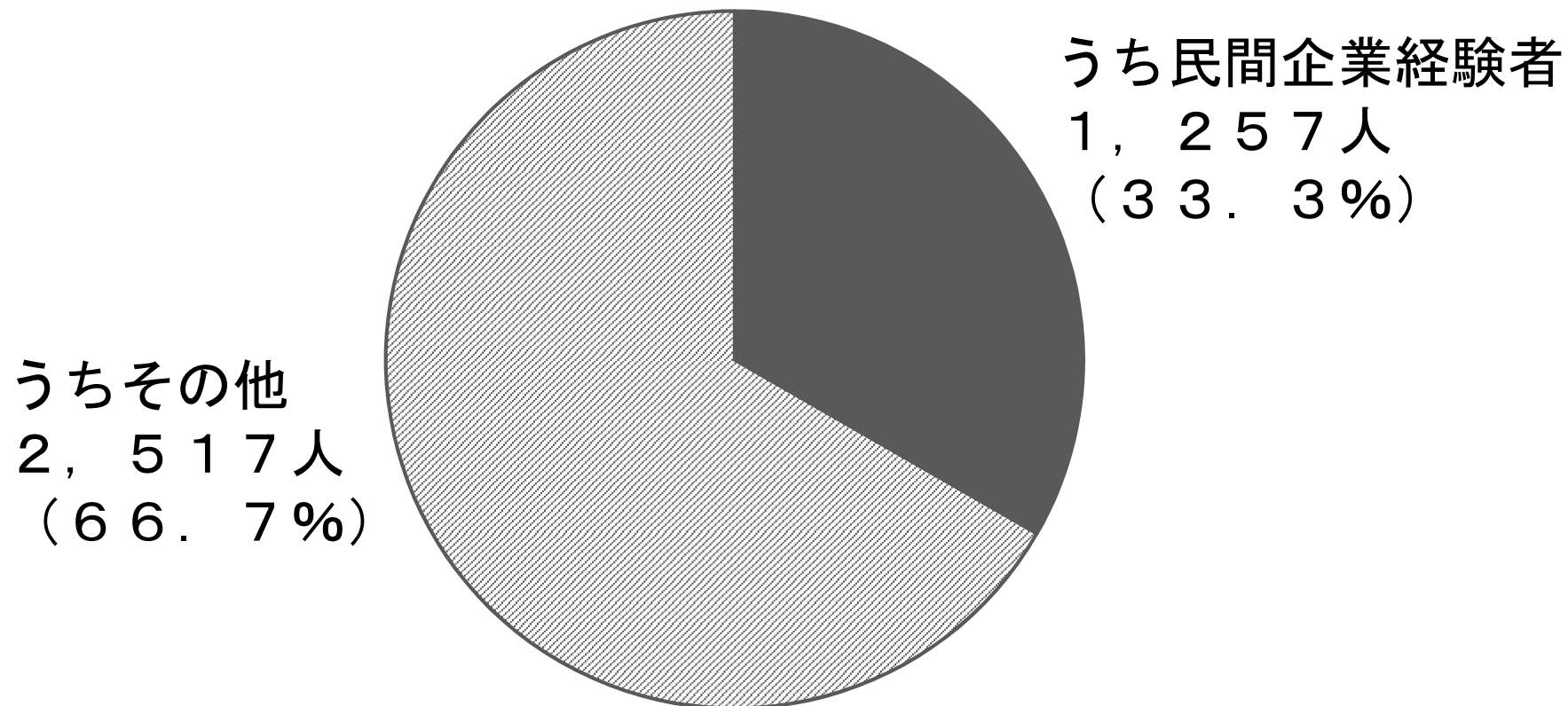
平成30年5月15日
独立行政法人国立高等専門学校機構



国立高専における実務経験のある教員の割合

総教員数 (H29.3.31現在)

3, 7 7 4 人



○呉高専 環境都市工学科

【科目名】エンジニアリングデザイン

【区分】5年次・3単位・演習

【担当教員】建設企業の設計・建設コンサルティング実務
経験者

【概要】

この演習では、実際に建設事業を行うことを想定して、環境に配慮した設計実務、住民や関係事業者への説明、建設現場での施工管理など、構想から完成に至るまでの過程を疑似体験を通じ、学修する。

このように、本演習では、実務に近い内容での作業を通して、実際に仕事をするときに必要な様々な能力を身に付ける。

実務経験のある教員による科目②

○東京高専 情報工学科

【科目名】ものづくり実践工学Ⅳ

【区分】5年次・1単位・実験・実習

【担当教員】ソフトウェア開発のベンチャー企業の実務経験者

【概要】

社会で即戦力となるエンジニアを目指すためには、プログラミング力だけでなく、討論・文書作成・プレゼンテーション・共同開発などの様々な能力が必要である。

本科目では、主に組み込みシステムに関するソフトウェア及びハードウェアの開発、予算管理、企業へのプレゼン、開発の過程における仕様変更への対応など、実際の流れの体験を通じて、これらの総合的能力を養成する。

実務経験のある教員による科目③

○徳山高専 情報電子工学科

【科目名】 知的財産論

【区分】 3年次・1単位・講義・演習

【担当教員】 製造業における知的財産実務経験者

【概要】

- (1) 特許権や商標権などの産業財産権と著作権に関して、技術者として必要な知識を習得し、関係官庁への申請手続きを学習する。
- (2) 実際の特許出願を想定し、技術者としてのアイデアの創出、類似技術の調査、特許明細書・図面を作成等の一連の流れを学ぶ。

理事の役割分担について

(平成30年4月1日現在)

	理事氏名	事務分掌	備考
☆	安藤 真	研究・産学連携, 情報システム	前東京工業大学 理事・副学長
	但野 茂	モデルコアカリキュラム, 教育環境整備	函館工業高等専門学校 校長兼務
	後藤 景子	学生支援	奈良工業高等専門学校 校長兼務
	東田 賢二	国際交流, 海外展開	佐世保工業高等専門学校 校長兼務
☆	大島 まり	男女共同参画推進	東京大学 大学院情報学環 教授 生産技術研究所 教授

☆は外部人材

なお、理事に外部人材を積極的に採用することに加えて、外部有識者(大学関係者、産業界、学識経験者など)からなる「運営協議会」を設置して、法人の運営に外部の意見を反映させている。

その他、全ての高専において、外部人材の意見を学校運営に取り入れる仕組みとして「外部評価委員会」などを設置している。

成績評価基準

高専は単位制を利用した学年制が採用されており、学年末に厳格な成績評価に基づき、進級・卒業の判定が行われている。

※成績評価基準は、各校が学内規則で定めている。

- (例) ・試験の成績、平素の成績、学習態度、出席状況等を総合して評価
・所定の単位数を修得していること等で進級認定

G P A を直接活用している例

(例 1)	得点	評点
A +	95～100点	4
A	90～94点	4
B +	85～89点	3.5
B	80～84点	3
C +	75～79点	2.5
C	70～74点	2
D +	65～69点	1.5
D	60～64点	1
F 1	30～59点	0
F 2	0～29点	0

100点法による評価

(例 2)		(例 3)
秀	90～100点	優 80～100点
優	80～89点	
良	70～79点	良 70～79点
可	60～69点	可 60～69点
不可	59点以下	不可 59点以下

※なお、100点法による評価を行う高専においてもG P Aに換算することが可能

GPAの活用例

1. 各学年の課程修了の認定基準として活用

(例)

- ・ 課程修了の要件として、学年GPAが1.3以上かつF2がない等

2. 学科・コースの振り分け等で順位を付ける際に活用

(例)

- ・ 学年GPAが高い順序

3. 各種奨学金の学力基準として活用

(例)

- ・ 累積GPAが3.0以上の者
- ・ 累積GPAが上位4名の者

4. 海外に留学する際の成績評価として活用

CBTによる到達度評価

平成30年度より、CBT(Computer-Based Testing)を全国立高専で本格実施(数学、物理、化学)し、学習の到達度について、学生本人及び担当教員が随時把握できるシステムを導入
※専門科目はトライアル実施

CBTの特徴

- ✓ 在学期間中を通じて、到達度を測定できます
- ✓ 学生も教員も、学生の到達度を把握できます
- ✓ 数学・物理・化学等の一般科目だけでなく、専門基礎科目も用意されます
- ✓ 全国標準の問題で学生の到達度を調べることができます

作業の効率化・省力化

- ✓ 問題を個別に作る手間が省けます
- ✓ コンピュータを使って測定するので、教員が採点する必要がありません

主体的学びの促進

- ✓ 自分がどこまで理解できているかわかるので、効率的に予習・復習できます
- ✓ 学生の到達度にあつた的確なアドバイス・授業を提供できます
- ✓ 高専生の質を保証することができます(CBTでは概ね理解レベルまでの到達度を測定できます)
- ✓ 適用・分析レベルに到達するためのカリキュラム設計をデータに基づいて行うことができます

出席率の管理

(例)

- ① 毎授業時に担当教員が出席確認を実施
- ② 授業担当教員は、成績評価で出席率を活用
(一定の出席率を満たさない学生は、単位不認定や原級留置となる)
- ③ 出席率は各担当教員を通じ、学校として一元管理

財務・経営情報(教育活動情報)の開示

各国立高専では、学校教育法施行規則に基づき、インターネット等で以下のような教育研究活動等の状況についての情報を公表

1. 教育研究上の目的
2. 教育研究上の基本組織（学科の名称等）
3. 教員組織、教員数、各教員が有する学位及び業績
4. 入学者に関する受け入れ方針、入学者数、収容定員、在学生数、卒業又は修了者数
5. 進学・就職等の状況
6. 授業科目、授業の方法・内容、年間授業計画
7. 学修の成果に係る評価、卒業・修了の認定基準
8. 校地・校舎等の施設・設備、学生の教育研究環境
9. 授業料・入学料、その他の徴収する費用
10. 学生の修学、進路選択、心身の健康等に係る支援

(例)

求人及び進路状況

平成29年度

	卒業者数	就職者	進学者	その他	求人数	求人倍率
機械電気工学科	38(0)	27(0)	11(0)	0(0)	633	23.4
情報電子工学科	39(10)	27(8)	12(2)	0(0)	554	20.5
土木建築工学科	38(11)	29(9)	9(2)	0(0)	364	12.6
計	115(21)	83(17)	32(4)	0(0)	1551	18.7

() は女子学生内数 外国人留学生を含む

[過去5年間の求人及び進路状況はこちら](#)

就職先 (抜粋)

平成29年度

機械電気工学科

アステラック、NOK(2名)、鴻池組、JXTGエネルギー、SUBARU、ソニーグローバルM&O、武田薬品工業、中電プラント、東ソー(2名)、東ソーシリカ、日新製鋼(2名)、日本電測機、日立交通テクノロジー、日立製作所交通システム社、日立ハイテクノロジー、富士高压フレキシブルホース、マルハニチロ、三井化学、三菱化学ケミカルエンジニアリング、三菱重工業、メタウォーター、荏原製作所

情報電子工学科

あさひ製菓、アドウェイズ、NTTコム・エンジニアリング、NTTコム ソリューションズ、オムロン ソーシャルソリューションズ、キヤノン、KDDIエンジニアリング、JXTGエネルギー、ソシオネクスト、JR東海、東ソー・情報システム(2名)、東ソー・ハイテック、ナレッジスイート、日本電測機、NHK、ニプロ、パナソニックシステムソリューションズ ジャパン、富士通、富士通アプリケーションズ、富士通エフサス、富士通九州システムサービス、富士通九州ネットワークテクノロジー、マツダ、三菱電機名古屋製作所、矢崎総業、国立印刷局

進学(編入学)状況 (抜粋)

平成29年度

	機械電気工学科	情報電子工学科	土木建築工学科	計
専攻科	5	3	2	10
筑波大学	1			1
千葉大学			3(2)<2>	3(2)<2>
東京大学	1			1
東京工業大学	1			1

国立高専機構では、独立行政法人通則法に基づき、財務情報を機構HPに掲載

平成 30 年 5 月 15 日

高等教育段階の負担軽減方策に関する専門家会議へのお願い

日本私立高等専門学校協会
理事 村田 圭治

1. 授業料及び入学金等（学生生徒納付金）の減免額の考え方

全国に57ある高専の内、国立は51校、公立は3校、残りの3校が私立であり、これは全高専の僅か5%、私立が70%以上を占める大学とは大きく異なります。

高専制度は実験実習を豊富に取り入れた実践的教育を特色とし、1クラス40名程度の少人数クラス編成を維持しており、教育に要する経費は大学工学部と同程度、授業料は私立大学並みにならざるを得ません。結果的に、57高専の内、「私立高専」3校だけが高額な授業料となり、魅力があっても「私立高専」に入学しようとはしません。こうした大学との違いに配慮し、学生の負担が国公立高専並みになるような授業料減免の支援をいただきたい。

2. 給付型奨学金の給付額、支援対象者の要件

（1）給付型奨学金の給付額について

国立大学よりも安い授業料で5年間就学できる国公立高専54校と比較すると、私立高専の授業料は高額となっています。授業料軽減と健全な学生生活の維持（アルバイトに走り過ぎて勉強が疎かにならないようにすること）を目的に考えると、本科4、5年と専攻科には私立大学工学部と同等、あるいは最低でも授業料の1/4以上の給付は必要であると思われます。

（2）支援対象者の要件

一定の成績的要件や経済的要件は必要と思われますが、現在のところ「私立高専」としてのコンセンサスがとれておりませんので、具体的な要件について言及することは控えさせていただきます。

以下に、高専における成績管理について簡単に述べさせていただきます。

高専は、単位制ではなく、学年制を採用しています。その年度中に取得すべき授業科目・単位数が決まっており、殆どの科目が必修で、必修科目に1つでも不合格科目があると基本的に留年となります。

単位取得に必要な授業出席率は各私立高専で異なりますが、例えばサレジオ高専では3分の2以上（67%）、近大高専で5分の4以上（80%）となっています。出欠確認は、担任教員が毎朝ホームルームで、各授業では授業担当教員が行っています。

成績評価は、各科目100点満点で行い、基本的に60点以上を合格としています。また、定期考査の点数に加え、レポート等を総合的に評価し点数化しています。

GPAについては、大学編入学の推薦、学内奨学生の選考、学業成績不振学生のリストアップなどに使用している例があります。100点満点の成績評価とGPAには明確な相関があり、どちらを使用しても大きな問題は無いと思います。重要なことは、基本的に成績評価が60点以上を合格としているため、試験問題の難易度が適切になるように、一定の指標を授業担当教員に示すなどの工夫が必要となっています。（例：「秀」は、成績上位者の概ね10%まで

とする。「秀」と「優」を合わせた割合は、全体の35%程度とする。また、「秀」となる学生とは、「到達目標を超え、他の学生より特に秀でている」学生とするため、定期試験では応用問題も出題するように授業担当教員に指示する。)

3. 対象となる大学等の要件

高専も高等教育機関であり、国公私に依らず、機関別認証評価を受審しています。また、専攻科を有する高専の多くは、日本技術者教育認定機構（JABEE）の審査を受審するなどして、一定の基準を満たしております。

必要な教育活動情報や財務状況について、HP等で開示しております。（例えば、入学・進路に関する情報、教員に関する情報、その他）

高専の場合、教育内容が「工学」「ものづくり」であり、実務経験を有する教員は専門科目を中心に多く配置されています。こうした教員は、座学はもちろん、実験・実習・研究も多く担当しています。特徴的なものは、以下のとおりです。

●国際高専での例

実社会のものづくり現場で行われている「発想 設計 実行 運用」を教育に取り込み、創造性の高い実践型の技術者育成に努めています。そのため、多数の実務経験のある教員が、「デザインメソッド」、「創造設計」、「エンジニアリングデザイン」等のものづくり型の科目を担当しています。

●近大高専での例

①民間企業が射出成型機を寄贈し、技術講師を派遣。4年次の選択科目として「プラスチック成型加工a」、「プラスチック成型加工b」を新規に開講しました。「安全－品質保証－生産技術－保全－資格取得（3級射出成型技能士国家検定）」を学んでいます。

②黄綬褒章を受章された設計技師が、ものづくりの基本技能である「図学」「設計・製図」を教授しています。

③卒業研究テーマの一つを企業からの技術講師が担当し、ものづくり研究を実施しています。

●「私立高専」がおかれている特異な状況について

ご承知のとおり、高等専門学校、いわゆる「高専」は、中学校を卒業した15歳の学生を受け入れ、5年一貫の実践的な技術者教育を行う高等教育機関です。大学学部並みの教員（教授・准教授・講師など）を揃え、大学工学部修了程度の工学教育を中学校卒業後の5年間に凝集して行っており、高専卒業生は大手企業や大学から一貫して高い評価を得ております。

全国に57ある高専の内、国立は51校、公立は3校、残りの3校が私立で、私立が70%以上を占める大学とは大きく異なります。私立大学並みの授業料となる「私立高専」は、国立大学よりも安い授業料で5年間就学できる国公立高専54校と競合しているため、学生募集においても大きく不利になるなど、教育の質を保ちながら黒字経営を行うことが非常に難しいのが現実です。

「私立高専」は高等教育機関であるために、「私立大学等経常費補助金」が交付されておりますが、後期中等教育（高校）に相当する1～3年の授業料は地域の私立高校並みに減

額せざるを得ない一方で、学生一人当たりの補助額は「私立高等学校経常費補助金」の生徒一人当たりの単価に比べると格段に低くなっており、（学生一人当たりの補助額は、「私立高等学校経常費補助金」で30～40万円、「私立大学等経常費補助金」で10万円程度で、その差は20～30万円／人です。）。こうしたことから、当初全国に8校あった「私立高専」は現在では3校のみとなっています。

さらに、高専制度は実験実習を豊富に取り入れた実践的教育を特色としているため、1クラス40名程度の少人数クラス編成を維持し、私立大学工学部とは大きく異なります。加えて、高専は後期中等教育（高校）に相当する1～3年を有しているため、そのクラブ活動は高専の大会に加え、高校や大学の大会にも活発に参加するなど、教員への負担は高校以上です。中学校卒業生の1%だけが進学する高専はいわゆるマイノリティ校であり、とりわけ「私立高専」は3校しかないため、こうした「私立高専」特有の問題が取り上げられることはこれまで全くありませんでした。正確に言えば、高等教育機関の問題であるとして、自治体で取り上げていただくことはできませんでした。

高専は、OECDや自民党文部科学部会等でもその教育実績が高く評価されています。とりわけ、幅広い個性を有する学生を育て、多くの卒業生を地域に送り出すなど地方創生にも大きく貢献している「私立高専」を維持・発展させていくことは、ものづくり立国日本を支えるため産業界にとっても重要だと考えます。

「私立高専」特有の問題にご配慮いただき、厚い支援をお願い致します。

以上